

# 杨木県公報

平 成 30 年 3月30日(金) 号 外 第 25 号

目 次

#### 教育委員会

| ○事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一              |
|---|
| 部改正   |
| ○栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 企業局   |
| ○栃木県公営企業財務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     |
| ○栃木県企業局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      |
| 労働委員会   |
| ○栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

# 教育委員会

#### 栃木県教育委員会規則第五号

る規則を次のように定める。事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正す事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正す

平成三十年三月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 士

正する規則軍務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改

栃木県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則(昭和四十六年

次の表の汝正前の欄に掲げる規定を同表の汝正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように汝正する。

改 正 後

#### 別表第1 (第1条関係)

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校

栃木県立宇都宮高等学校、宇都宮東高等学校、 宇都宮女子高等学校、宇都宮白楊高等学校、宇 都宮工業高等学校、宇都宮商業高等学校、栃木 高等学校、栃木女子高等学校、佐野高等学校、 大田原高等学校、大田原女子高等学校、矢板東 高等学校、のざわ特別支援学校及び特別支援学 校宇都宮青葉高等学園

## 別表第1 (第1条関係)

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校

栃木県立宇都宮高等学校、宇都宮東高等学校、 宇都宮女子高等学校、宇都宮白楊高等学校、宇 都宮工業高等学校、宇都宮商業高等学校、栃木 高等学校、栃木女子高等学校、佐野高等学校、 大田原高等学校、大田原女子高等学校、矢板東 高等学校及びのざわ特別支援学校

#### 医 三

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(教職眞課)

# 匝 教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成三十年三月三十日

> 栃木県教育委員会教育長 宇 田  $\mathbb{H}$

#### 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正す  $\mathcal{M}_{\circ}$ 

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

#### 珳 띰 资 띰 浱 玖 (営利企業等従事許可) (営利企業等従事許可) 第三十三条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二一第三十三条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二 百六十一号)第三十八条の規定に基づき、職員が 百六十一号)第三十八条の規定に基づき、職員が 営利企業等に従事するための許可を受けようとす 営利企業等に従事するための許可を受けようとす るときは、別に定めるもののほか、営利企業等従 るときは \_\_\_\_、営利企業等従 事許可申請書(別記様式第二十二号)により、所 事許可申請書(別記様式第二十二号)により、所 属長の意見を具して総務課長に提出しなければな 属長の意見を具して総務課長に提出しなければな らない。 つない。 別表第一 (第五条関係) 別表第一 (第五条関係)

- 一数育次長、参事、課室長、総括課長補佐及び リーダー専失事頃

- 一数育次長、参事、課室長、総括課長補佐及び リーダー専決事項

| <b>→</b> =                             | <b>共通車決事項</b>  |            |  | → ‡                                   | 共通専決事項  |  |   |
|--|--|------------|--|---------------------------------------|---------|--|---|
| 事 頃 単単決 教育次                            | 開室長車光事項  | 佐専決事項総括課長補 | が<br>単<br>単<br>一<br>一                  | 事                                     | 課室長車決事項 | 佐専決事項総括課長補   | 海 単 単 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ | び間日3長員長一にの及。補及相課所く旅の補令。(**)週割び(佐)(**)株裁勤の佐総職長の(命第専総の日)(**)日り務週に括の、職・令一決括抗り(**)の前時休限課職課員を与事課行(**) | 並の勤休職      | 园园 | 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 园 | び間日 一   | 一 一 一 の 同 人 職 名 職 日 国 日 国 日 国 日< | - 24                                    |

|                                       | 七   本   本   本   中   ・ |
|---------------------------------------|---|
| 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1 | 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1   |

| ものを除く。)  |  | ものを除く。)  |   |
|----------|--|----------|---|
| カ~11十代 器 |  | ナ~11十代 器 |   |
|          |  |          | 1 |

※ 三

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

( 黎 辉 點 )

#### 企 業 局

#### **栃木県公宮企業管理規程第一号**

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 田 垣

## 栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第六号)の一部を次のように致正する。 次の表の牧正前の欄に掲げる規定を同表の牧正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように牧正する。

> 껋 띰 奺 띰 汇

(口強服節)

第三十七条の二 出納員は、債権者の申出により預 金口座への振替の方法により支払をしようとする ときは、出納取扱金融機関に対し、出納取扱金融 機関を受取人とする小切手を振り出し、若しくは 支払資金の交付に関する通知書を交付し、及び振 替依頼書を交付し、又は小切手若しくは当該通知 **書及び振替依頼書に記載すべき事頃を記録した電** 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式で作ら れる記録であって、電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。)を送信し、出納取扱 金融機関をして振り替えさせるものとする。

(口強服替)

第三十七条の二 出納員は、債権者の申出により預 金口座への振替の方法により支払をしようとする ときは、出納取扱金融機関に対し、出納取扱金融

機関を受取人とする小切手を振り出し

及び振

替依頼書を交付し、又は小切手-及び振替依頼書に記載すべき事項を記録した電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式で作ら れる記録であって、電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。)を送信し、出納取扱 金融機関をして振り替えさせるものとする。

20~4 容

#### 温速

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

#### 栃木県公宮企業訓令第一号

1 発電管理事務所 水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 短 田 画 1

### 栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程(昭和四十五年栃木県電気事業訓令第四号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 띰 改 温 (総務事務センター所長の専決)

第七条の二 総務事務センター所長

一~四 略いう。)が専決する事項は、次のとおりとする。職にある職員(以下「総務事務センター所長」と

(代決)

代決することができる。もに不在のときは、同表に掲げる第二次代決者が第一次代決者が、決裁権者及び第一次代決者がと第人条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる

| 決裁権者              | 分組織の区 | 者第一次代決                                | 者 第二次代決 |
|-------------------|-------|---------------------------------------|---------|
| 盤                 |       |                                       |         |
| 所<br>センター<br>総務事務 |       | 職員を対けるなど<br>行わらなく<br>からでして<br>のでで、下一を |         |
| 盗                 |       |                                       |         |

(総務事務室長の専決)

一~四 略いう。)が専決する事項は、次のとおりとする。職にある職員(以下「総務事務室長」」と第七条の二 経営管理部職員総務課総務事務室長の

(代決)

代決することができる。 もに不在のときは、同表に掲げる第二次代決者が第一次代決者が、決裁権者及び第一次代決者がと 第八条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる

| 決裁権者 | 分組織の区 | 者第一次代決                                   | 者第二次代決 |
|------|-------|--|--------|
| 盤    |       |  |        |
| 会    |       | 職員<br>はおかなかれる<br>からなった<br>でなったが、<br>の本事務 |        |
| 盤    |       |  |        |

別表第一日本庁関係共通事項の表十三の項第一号を炊のように改める。

| 1 職員の旅行命令及びその復命の受理                       |   |            |   |   |  |
|--|---|------------|---|---|--|
| (1) 局長の3日以上の旅行に係るもの                      | 0 |            |   |   |  |
| (2) 局長の(1)以外の旅行に係るもの                     |   | $\bigcirc$ |   |   |  |
| (3) 部長相当職にある職員(所長を兼ねる者を除く。)及び課長に係るもの     |   | 0          |   |   |  |
| (4) 所長の県外の3日以上の旅行に係る<br>もの               |   | 0          |   |   |  |
| (5) 本庁の課長相当職にある職員及び総<br>括課長補佐に係るもの       |   |            | 0 |   |  |
| (6) (1)から(5)までに掲げる職員以外の職<br>員の国外の旅行に係るもの |   |            | 0 |   |  |
| (7) (1)から(5)までに掲げる職員以外の職<br>員の国内の旅行に係るもの |   |            |   | 0 |  |

別表第一1本庁関係共通事項の表十三の項第三号及び第四号を次のように改める。

| 3 職員の職務専念義務の免除の承認                           |   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|---|--|
| (1) 局長に係るもの                                 | 0 |   |   |   |  |
| (2) 部長相当職にある職員及び課長に係るもの                     |   | 0 |   |   |  |
| (3) 所長の3日以上の職務専念義務の免除に係るもの                  |   | 0 |   |   |  |
| (4) 課長相当職にある職員及び総括課長<br>補佐に係るもの             |   |   | 0 |   |  |
| (5) (1)から(4)までに掲げる職員以外の職<br>員に係るもの          |   |   |   | 0 |  |
| 4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更 |   |   |   |   |  |
| (1) 局長に係るもの                                 | 0 |   |   |   |  |
| (2) 部長相当職にある職員及び課長に係るもの                     |   | 0 |   |   |  |
| (3) 課長相当職にある職員及び総括課長 補佐に係るもの                |   |   | 0 |   |  |
| (4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職<br>員に係るもの          |   |   |   | 0 |  |

## 室 三

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

( 経営 ( 国 )

# 労 働 委 員 会

#### 栃木県労働委員会訓令第二号

栃木県労働委員会事務局

平成三十年三月三十日栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

## 栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

正する。 栃木県労働委員会事務局処務規程(昭和四十一年栃木県地方労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

# 別表 (第4条関係)

| 事                |   | Ž                                     | 務  | 専       | 決権 | 備考     |  |
|------------------|---|---------------------------------------|--|---------|----|--------|--|
| 種                | 類 | 事                                     | 項  | 事 務 局 長 | 課長 | 総括課長補佐 |  |
| 1~7              | 略 |                                       |  |         |    |        |  |
| 8 服務<br>関する<br>務 |   | 行命                                    | 裁員の旅<br>i令及び<br>i)復命の  |         |    |        |  |
|                  |   | (1)~                                  | -(3) 略   |         |    |        |  |
|                  |   | (3<br>推<br>重<br>暗<br>夕<br>一<br>一<br>行 | (1)からに職<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>し<br>の<br>に<br>の<br>に<br>の<br>に<br>の<br>に<br>の<br>に<br>の<br>の<br>に<br>の<br>の<br>に<br>の<br>の<br>に<br>の<br>の<br>に<br>の<br>の<br>に<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の |         | 略  |        |  |
|                  |   | (3<br>握<br><u>買</u><br>脂 <u> </u>     | (1)からに<br>湯げる職<br>場以外の<br>は<br>員<br>の<br>た<br>た<br>た<br>た<br>う<br>た<br>う<br>た<br>う<br>た<br>う<br>た<br>う<br>た<br>ら<br>た<br>う<br>た<br>る<br>た<br>う<br>た<br>る<br>た<br>る<br>た<br>る<br>た<br>る<br>た<br>る<br>た<br>る<br>た<br>る   |         |    | 略      |  |
|                  |   | 2 略                                   | ζ  |         |    |        |  |
|                  |   | 務専                                    | 戦員の職<br>す念義務<br>i除の承   |         |    |        |  |
|                  |   | (1)                                   | 略  | L       | L  | L      |  |
|                  |   | (2)                                   | 総括課  |         | 略  |        |  |

# 別表 (第4条関係)

| 事                  | 務  | 専    | 決権 | 者      | 備考 |
|--------------------|--|------|----|--------|----|
| 種類                 | 事 項  | 事務局長 | 課長 | 総括課長補佐 |    |
| 1~7 略              |  |      |    |        |    |
| 8 服務に<br>関する事<br>務 | 1 職員の旅<br>行命令及び<br>その復命の<br>受理   |      |    |        |    |
|                    | (1)~(3) 略  |      |    |        |    |
|                    | (4) (1)から<br>(3)まげる外の<br>員以員の<br>上外に<br>の<br>上外に<br>の<br>に<br>で<br>の<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り |      | 略  |        |    |
|                    | (5) (1)から<br>(3)までる職<br>員以員の<br>職内の旅る<br>の係る   |      |    | 略      |    |
|                    | 2 略  |      | I  | I      | Γ  |
|                    | 3 職員の職<br>務専念義務<br>の免除の承<br>認  |      |    |        |    |
|                    | (1) 略  |      |    |        |    |
|                    | (2) (1)に掲  |      | 略  |        |    |

| 長補佐<br>  |          |   |  |  | げる職員以外の職員員(事務局長を除く。)ばるもの   |          |   |  |
|--|----------|---|--|--|--|----------|---|--|
| (3) (1)及び<br>(2)に掲げ<br>る職員以<br>外の職員<br>(事務局<br>長を除<br>く。)に<br>係るもの |          | 0 |  |  |  |          |   |  |
| 4 職日時の週のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのののののののののののののののの                        |          |   |  |  | 4 職員の週<br>休日間のびの割<br>振りがある。<br>でののででは、<br>でののでででは、<br>はないでは、<br>でのでででする。<br>でのでする。<br>でのできる。<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、 |          |   |  |
| (1) 課長及<br>び総括課<br>長補佐に<br>係るもの                                    | <u>C</u> | ) |  |  | (1) <u>課長</u><br><u>に</u><br>係るもの  | <u>O</u> |   |  |
| (2) (1)に掲<br>げる職員<br>以外の事<br>員長<br>に<br>る<br>る<br>る<br>る<br>の      |          | 0 |  |  | (2) (1)に掲<br>げる職員<br>以外の職<br>員(事務<br>局長を除<br>く。) に<br>係るもの   |          | 0 |  |
| 5~8 略  | l I      |   |  |  | 5~8 略  | ı        |   |  |

#### 李 副

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。